

# 那覇市公報

**第 1 5 8 6 号**

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

## 目 次

### ◇条 例◇

- 那覇市介護保険条例及び那覇市安謝福祉複合施設条例の一部を改正する条例（ちやーがんじゅう課）…………… 680

### ◇規 則◇

- 那覇市後期高齢者医療に関する規則（国保長寿医療課）…………… 682
- 那覇市事務分掌規則及び那覇市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（障がい福祉課）…………… 685
- 那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則（国保長寿医療課）…………… 689

### ◇訓 令◇

- 那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令（障がい福祉課）…………… 701

### ◇告 示◇

- 平成24年（2012年）12月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 703
- 那覇広域都市計画の変更について（都市計画課）…………… 703
- 平成24年度那覇市一般会計補正予算（第4号）（財政課）…………… 704
- 平成24年度那覇市一般会計補正予算（第5号）（財政課）…………… 705

### ◇公 告◇

- 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 708

○宅地（保留地）の一般公開抽選処分について（区画整理課）…………… 711

○住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 712

○遺伝子検査機器の購入に係る制限付一般競争入札の実施について（保健所準備室）  
…………… 713

○那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）…………… 714

○那覇広域都市計画道路の変更（都市計画課）…………… 715

○那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について（管財課）…………… 716

**◇消防本部訓令◇**

○那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱を廃止する訓令…………… 717

**◇消防本部告示◇**

○那覇市災害弱者緊急通報支援制度要綱…………… 718

**◇上下水道局告示◇**

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 727

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…………… 728

**◇選挙管理委員会告示◇**

○選挙人名簿の縦覧場所について…………… 729

○在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 729

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 730

○ポスター掲示場の設置場所について…………… 731

○投票所について…………… 743

○期日前投票所について…………… 745

○投票管理者又はその職務代理者の氏名等について…………… 746

○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について… 748

○開票の場所及び日時について……………	750
○開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について……………	751
○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について…	752
○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について……………	752
○裁判官の氏名等の掲示場所について……………	753

**条 例**

那霸市条例第37号

平成24年11月28日

公 布 済

那霸市介護保険条例及び那霸市安謝福祉複合施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

## 那覇市介護保険条例及び那覇市安謝福祉複合施設条例の一部を改正する条例

(那覇市介護保険条例の一部改正)

第1条 那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保健福祉事業) 第5条 本市は、 <u>法第115条の47</u> に規定する保健福祉事業として、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付として、高額介護サービス資金貸付事業を行う。	(保健福祉事業) 第5条 本市は、 <u>法第115条の48</u> に規定する保健福祉事業として、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付として、高額介護サービス資金貸付事業を行う。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市安謝福祉複合施設条例の一部改正)

第2条 那覇市安謝福祉複合施設条例(平成17年那覇市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事業) 第3条 那覇市安謝特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第7条第21項</u> の介護福祉施設サービスを行うこと。 (2) [略] (3) 介護保険法 <u>第7条第13項</u> の短期入所生活介護を行うこと。 (4)～(5) [略] 2 那覇市安謝老人デイサービスセンター(以下「老人デイサービスセンター」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1) 介護保険法 <u>第7条第11項</u> の通所介護を行うこと。 (2)～(3) [略] 3～6 [略] (利用できる者) 第5条 特別養護老人ホームを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。	(事業) 第3条 [略] (1) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第8条第26項</u> の介護福祉施設サービスを行うこと。 (2) [略] (3) 介護保険法 <u>第8条第9項</u> の短期入所生活介護を行うこと。 (4)～(5) [略] 2 [略] (1) 介護保険法 <u>第8条第7項</u> の通所介護を行うこと。 (2)～(3) [略] 3～6 [略] (利用できる者) 第5条 [略]

<p>(1) 介護保険法第7条第21項の介護老人福祉施設に入所することとなった者及び老人福祉法第11条第1項第2号の規定により入所の措置を受けた者</p> <p>(2) 介護保険法第7条第13項の老人短期入所施設に入所することとなった者及び老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定により短期入所の措置を受けた者</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 老人デイサービスセンターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険法第7条第11項の通所介護を受けることとなった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>(1) 介護保険法第8条第26項の介護老人福祉施設に入所することとなった者及び老人福祉法第11条第1項第2号の規定により入所の措置を受けた者</p> <p>(2) 介護保険法第8条第9項の老人短期入所施設に入所することとなった者及び老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定により短期入所の措置を受けた者</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 介護保険法第8条第7項の通所介護を受けることとなった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則  
この条例は、公布の日から施行する。

**規 則**

那覇市規則第49号  
平成24年12月3日  
公 布 済

那覇市後期高齢者医療に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市後期高齢者医療に関する規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第32号)及び那覇市後期高齢者医療に関する条例(平成20年那覇市条例第1号)に定めるもののほか、本市が行う後期高齢者医療の事務について必要な事項を定めるものとする。

## (徴収職員)

第2条 市長は、保険料その他法の規定による徴収金を徴収する事務(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による徴税吏員の事務に相当する事務をいう。)の権限を次に掲げる者(以下「徴収職員」という。)に委任する。

- (1) 健康保険局長
- (2) 健康保険局参事(健康推進課を所管する参事に限る。)
- (3) 国保長寿医療課に所属する職員

2 徴収職員は、その職務を行う場合においては、徴収職員証(様式)を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

## (補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式(第2条関係)

(表)

第 号	契印	
<b>徴 収 職 員 証</b>		
写 真	契印	所属 那覇市 職 氏名 年 月 日生
	上記の者は、那覇市後期高齢者医療に関する規則 第2条に規定する徴収職員であることを証明する。	
	年 月 日発行 那覇市長 <span style="float: right;">印</span>	

90mm

60mm

(裏)

- 1 本証は、後期高齢者医療保険料等の徴収(滞納処分を含む。)に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証は、徴収職員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。

那霸市規則第50号  
平成24年12月3日  
公 布 済

那霸市事務分掌規則及び那霸市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則及び那覇市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第1条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 精神障害者地域生活支援センター及び<u>障害者福祉センター</u>に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>4～11 [略]</p>	<p>(健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 精神障害者地域生活支援センター及び<u>障がい者福祉センター</u>に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>4～11 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(那覇市障害者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市障害者福祉センター条例施行規則(平成17年那覇市規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>那覇市障害者福祉センター条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市障害者福祉センター条例</u>(平成17年那覇市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公告)</p> <p>第3条 市長は、条例第13条第1項の規定により<u>那覇市障害者福祉センター</u>(以下「<u>障害者センター</u>」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p><u>那覇市障がい者福祉センター条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市障がい者福祉センター条例</u>(平成17年那覇市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公告)</p> <p>第3条 市長は、条例第13条第1項の規定により<u>那覇市障がい者福祉センター</u>(以下「<u>センター</u>」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

<p>(指定申請) 第4条 [略] 2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、<u>那覇市障害者福祉センター指定管理者指定申請書</u>(第1号様式)とする。 3 [略] (1)～(6) [略] (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の<u>障害者センター</u>の管理に係る事業計画書及び収支予算書 (8) [略] (指定等) 第5条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、<u>那覇市障害者福祉センター指定管理者指定書</u>(第2号様式)を交付する。 2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、<u>那覇市障害者福祉センター指定管理者不指定通知書</u>(第3号様式)を交付する。 (協定) 第6条 指定管理者は、本市と<u>障害者センター</u>の管理に関する協定を締結する。 2 [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]</p>	<p>(指定申請) 第4条 [略] 2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、<u>那覇市障がい者福祉センター指定管理者指定申請書</u>(第1号様式)とする。 3 [略] (1)～(6) [略] (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の<u>センター</u>の管理に係る事業計画書及び収支予算書 (8) [略] (指定等) 第5条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、<u>那覇市障がい者福祉センター指定管理者指定書</u>(第2号様式)を交付する。 2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、<u>那覇市障がい者福祉センター指定管理者不指定通知書</u>(第3号様式)を交付する。 (協定) 第6条 指定管理者は、本市と<u>センター</u>の管理に関する協定を締結する。 2 [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]</p>
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市事務分掌規則及び那覇市障がい者福祉センター条例施行規則の規定は、平成24年10月1日から適用する。

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

那覇市障害者福祉センター指定管理者指定申請書

[略]

那覇市障害者福祉センター条例第13条第2項の規定により、那覇市障害者福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

那覇市障がい者福祉センター指定管理者指定申請書

[略]

那覇市障がい者福祉センター条例第13条第2項の規定により、那覇市障がい者福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

[改正前 別記]

第2号様式(第5条関係)

[略]

那覇市障害者福祉センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市障害者福祉センターの指定管理者の指定については、那覇市障害者福祉センター条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

[略]

[改正後 様式]

第2号様式(第5条関係)

[略]

那覇市障がい者福祉センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市障がい者福祉センターの指定管理者の指定については、那覇市障がい者福祉センター条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

[略]

[改正前 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

那覇市障害者福祉センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市障害者福祉センターの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

[改正後 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

那覇市障がい者福祉センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市障がい者福祉センターの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

.....

那覇市規則第51号

平成24年12月3日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険税の減免)</p> <p>第3条 条例第22条第1項の規定による保険税の減免は、次に定めるところにより必要と認める者に対して行う。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) その他特別の事情により保険税の納付が困難である場合 次に掲げる場合の区分に応じて減免する。</p> <p>ア 被保険者の世帯が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養する母子(父子)世帯、<u>重度心身障害者</u>(身体障害者手帳の1級若しくは2級又は療育手帳の最重度(A<sub>1</sub>)若しくは重度(A<sub>2</sub>)に該当する者)を含む世帯、65歳以上の者のみの世帯、65歳以上の者のみの所得で他の者を扶養する世帯又は被保険者の失業、疾病、負傷等により著しく収入が減少した世帯であって、世帯合計所得金額の見込額が前年中の世帯合計所得金額の10分の7以下に減少すると認められ、かつ、前年中の世帯合計所得金額が600万円以下である場合 当該事由の生じた後に到来する納期に係る税額のうち、所得割額について、所得割額に次の式により算定した数(小数点以下第2位未満は、切り捨てる。)を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。</p> $1 - \left( \frac{\text{当該年中の世帯合計所得金額の見込額}}{\text{前年中の世帯合計所得金額}} \right)$ <p>イ～カ [略]</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア 被保険者の世帯が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養する母子(父子)世帯、<u>重度障害者</u>(身体障害者手帳の1級若しくは2級、療育手帳の最重度(A<sub>1</sub>)若しくは重度(A<sub>2</sub>)<u>又は精神障害者健康福祉手帳1級に該当する者</u>)を含む世帯、65歳以上の者のみの世帯、65歳以上の者のみの所得で他の者を扶養する世帯又は被保険者の失業、疾病、負傷等により著しく収入が減少した世帯であって、世帯合計所得金額の見込額が前年中の世帯合計所得金額の10分の7以下に減少すると認められ、かつ、前年中の世帯合計所得金額が600万円以下である場合 当該事由の生じた後に到来する納期に係る税額のうち、所得割額について、所得割額に次の式により算定した数(小数点以下第2位未満は、切り捨てる。)を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。</p> $1 - \left( \frac{\text{当該年中の世帯合計所得金額の見込額}}{\text{前年中の世帯合計所得金額}} \right)$ <p>イ～カ [略]</p>

<p>(様式) 第5条 次の表の左欄に掲げる事項に関する様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによる。</p> <p>[表 別記] [第1号様式～第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] 第5号様式 [略] [第6号様式 別記]</p>	<p>(様式) 第5条 [略]</p> <p>[表 別記] [第1号様式 別記] 第2号様式 [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</li> <li>4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</li> <li>5 改正様式及びこれに対応する改正後様式に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。</li> </ol>	

付 則

この規則は公布の日から施行し、改正後の第3条第3号アの規定は、平成24年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

[第5条の表]

事項	様式
条例第22条の規定による減免申請書	第1号様式
条例第23条の規定による保険税申告書	第2号様式
条例第24条の規定による納税通知書	第3号様式
過誤納金還付充当通知書	第4号様式
徴税吏員証	第5号様式
保険税犯則事件調査吏員証	第6号様式

[改正後 別記]

[第5条の表]

事項	様式
条例第24条の規定による納税通知書	第1号様式
徴税吏員証	第2号様式



[改正前 別記]

第2号様式

(表)

国民健康保険税申告書																																						
<p>那覇市</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>月 日までに申告してください。</p> <p>場所：</p>		<p>※本人の署名・押印を忘れずに！</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">フリガナ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明 大 昭 平</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職 業 (勤務先)</td> <td rowspan="2"></td> <td>電 話</td> <td>自 宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>職 場</td> <td></td> </tr> </table>			フリガナ				氏 名	印			生年月日	明 大 昭 平	年	月	日	職 業 (勤務先)		電 話	自 宅			職 場														
フリガナ																																						
氏 名	印																																					
生年月日	明 大 昭 平	年	月	日																																		
職 業 (勤務先)		電 話	自 宅																																			
			職 場																																			
<p>1 本人の所得金額等 ( )内は、専従者控除額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所得の種類</th> <th style="width: 20%;">㊶ 収入金額</th> <th style="width: 20%;">㊷ 必要経費</th> <th colspan="2">所得金額(㊶ - ㊷)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 事業</td> <td></td> <td>( )</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>イ 不動産</td> <td></td> <td>( )</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ウ 給与</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>エ 譲渡</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">オその他</td> <td>年金</td> <td></td> <td colspan="2">年金の種類</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>					所得の種類	㊶ 収入金額	㊷ 必要経費	所得金額(㊶ - ㊷)		ア 事業		( )			イ 不動産		( )			ウ 給与					エ 譲渡					オその他	年金		年金の種類					
所得の種類	㊶ 収入金額	㊷ 必要経費	所得金額(㊶ - ㊷)																																			
ア 事業		( )																																				
イ 不動産		( )																																				
ウ 給与																																						
エ 譲渡																																						
オその他	年金		年金の種類																																			
<p>2 扶養親族(事業専従者の方は、事業専従欄に○印をしてください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 10%;">続柄</th> <th style="width: 15%;">所得の種類</th> <th style="width: 25%;">所得金額給与は収入金額</th> <th style="width: 25%;">事業専従</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					氏名	続柄	所得の種類	所得金額給与は収入金額	事業専従	印					印					印					印					印								
氏名	続柄	所得の種類	所得金額給与は収入金額	事業専従																																		
印																																						
印																																						
印																																						
印																																						
印																																						
<p>源泉徴収票又は給与証明書を添付してください。</p>	<p>3 所得がなかった人の記載欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1 次の者の扶養を受けていた</p> <p>扶養者名----- 続柄-----</p> <p>住所----- 職業-----</p> <p>2 障害年金・遺族年金・雇用保険を受給していた</p> <p>3 生活保護法の生活扶助を受けていた</p> <p>4 国外からの転入</p> <p>( 年 月 国名 から)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>5 その他(生活費はどこから得ていましたか?)</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> </td> </tr> </table>				<p>1 次の者の扶養を受けていた</p> <p>扶養者名----- 続柄-----</p> <p>住所----- 職業-----</p> <p>2 障害年金・遺族年金・雇用保険を受給していた</p> <p>3 生活保護法の生活扶助を受けていた</p> <p>4 国外からの転入</p> <p>( 年 月 国名 から)</p>	<p>5 その他(生活費はどこから得ていましたか?)</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>																																
<p>1 次の者の扶養を受けていた</p> <p>扶養者名----- 続柄-----</p> <p>住所----- 職業-----</p> <p>2 障害年金・遺族年金・雇用保険を受給していた</p> <p>3 生活保護法の生活扶助を受けていた</p> <p>4 国外からの転入</p> <p>( 年 月 国名 から)</p>	<p>5 その他(生活費はどこから得ていましたか?)</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>																																					
<p>(裏面もご覧ください)</p>																																						

(裏)

国民健康保険税は 年中の家族全員(国保加入者)の総所得に応じて計算されますので所得のある・なしにかかわらず申告してください。

この申告書の書き方

所得金額等の欄は、 年の所得の種類ごとに記入していただくものですが、次のことに留意してください。

1 所得とは、昨年1年間にあげた収入金額 ① から、その収入をあげるために必要な経費 ② (ただし生活費は含まれません。)を差引いたものをいいます。

a) 所得の種類については、次の区分によってください。

ア 事業所得…… 卸売業、小売業、製造業、飲食業、サービス業などの営業、農作物の生産などの農業、漁業、医師などのその他の事業から生ずる所得

イ 不動産所得… 貸家、貸事務所、ネオンサイン設置など不動産又は不動産上の権利の貸付け等によって生ずる所得

ウ 給与所得…… 俸給、給料、賃金、賞与など。(専従者の方は○印する事)

エ 譲渡所得…… 土地、建物、機械、営業権、著作権などの資産の譲渡による所得

オ その他所得… 年金又は、ア～エに含まれない所得

※年金は年金証書、又は年金額を証明するハガキ等をご持参してください。

b) 他の市町村からの転入により那覇市の国保に加入された方は、前に住んでいた市町村からの所得証明又は昨年の源泉徴収票もしくは収入の内容がわかるものを添付してください。

c) 社会保険から国保に加入される方で昨年分の確定申告が未だの方は、昨年の源泉徴収票又は収入の内容がわかるものを添付してください。

2 扶養親族の欄は扶養者全員(国保加入者=保険手帳に名前がある人)を記入し、その内、昨年中に所得のあった方は所得額を記入してください。

3 所得がなかった人は、一定の基準により保険税の減額がされますので、表面の「所得がなかった人の記載欄」に昨年の生活状況を詳しく書いてください。

4 高額療養費等で「市県民税非課税世帯の特例」の適用を受けるには、市民税課での申告が必要です。

○下記に該当する「あなた」も必ず申告してください。

- (1) 障害年金や遺族年金をもらっている方
- (2) 学生の方
- (3) アルバイト等で小額の収入しか無かった方
- (4) 病気等で収入が全く無かった方
- (5) 昨年1年間失業していて収入が無かった方

※提出先及びお問い合わせは……………

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市役所  
電話

給与証明欄			
【 年1月から12月までの分】			
受給者名 _____			
月	日給	勤務日数	月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合計金額			
会社名			
代表者名	電話		
所在地			

[改正前 別記]

第3号様式(その1)

那 覇 市 年度	国民健康保険税 納税通知書	会計年度	課税年度	通知書番号
納税義務者				

あなたの国民健康保険税について、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日  
那覇市長 印

税 率 等	医療分	介護分
所得割税率	%	%
均等割額(1人あたり)	円	円
平等割額(1世帯あたり)	円	円

  

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
税 額	円	円	円	円	円

  

期 別	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
税 額	円	円	円	円	円

第3号様式(その2)

●保険税算出状況

	世帯総所得金額	所得割算出基準額	所得割額	均等割額	平等割額
医療分	円	円	円	円	円
介護分	円	円	円	円	円
軽減額	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

●被保険者の内訳

氏 名	課税対象月(平成 年度)												課税月数		申告の有無	所得金額		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	医	介				
																		円
																		円
																		円
																		円
																		円
																		円
																		円
																		円

										円	
その他 名	月別課税人数	医療分								世帯総所得金額	円
		介護分									

課税対象月が\*は医療分の課税対象月、Kは介護分(医療分も含む)の課税対象月

第3号様式(その3)

那 覇 市      年度      国民健康保険税領収証書      (第1期から第5期まで)  
(      課税年度)

通知書番号

様

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
納付すべき税額	円	円	円	円	円
督促手数料	円	円	円	円	円
延滞金	円	円	円	円	円
合 計 額	円	円	円	円	円
領収日付印	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>

期別納付額のうち領収日付印を押印した各期の納付額を領収しました。

那覇市会計管理者

ご注意!この領収証書は後日の紛争をさけるため、5ヶ年間は保存してください。(申告の際も必要です。)

第3号様式(その4)

那 覇 市      年度      国民健康保険税領収証書      (第6期から第10期まで)  
(      課税年度)

通知書番号

様

期 別	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
納付すべき税額	円	円	円	円	円
督促手数料	円	円	円	円	円
延滞金	円	円	円	円	円
合 計 額	円	円	円	円	円
領収日付印	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>

期別納付額のうち領収日付印を押印した各期の納付額を領収しました。

那覇市会計管理者

ご注意!この領収証書は後日の紛争をさけるため、5ヶ年間は保存してください。(申告の際も必要です。)



第1号様式(その3)

	所得割算出基準額	税率%	所得割額	人数	均等割額	平等割額	特定同一世帯	軽 減 率	割			
							平等割減額	均等割軽減額	平等割軽減額			
医療分	円	%	円		円	円	円	円	円			
支援分	円	%	円		円	円	円	円	円			
介護分	円	%	円		円	円	円	円	円			
	限度超過額	月割増減額	減 免 額	決定(変更後)年税額		特別徴収 保険税額	月	変更前税額	月	決定(変更後)税額		
				内 訳	合 計							
医療分	円	円	円	円	円							
支援分	円	円	円	円	円							
介護分	円	円	円	円	円					円		
普 通 徴 収 保 険 税 額	期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	特別徴収 保険税額	月	変更前税額	月	決定(変更後)税額	
	納 期 限									円		円
	変 更 前 税 額	円	円	円	円	円				円		円
	決 定 ( 変 更 後 ) 税 額	円	円	円	円	円				円		円
	納 付 済 税 額	円	円	円	円	円				円		円
	納 付 す べ き 税 額	円	円	円	円	円				円		円
	期 別	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期						
	納 期 限											
	変 更 前 税 額	円	円	円	円	円					円	
	決 定 ( 変 更 後 ) 税 額	円	円	円	円	円					円	
納 付 済 税 額	円	円	円	円	円					円		
納 付 す べ き 税 額	円	円	円	円	円					円		

[改正前 別記]

第4号様式

那 覇 市													
過誤納金還付(充当)通知書(国民健康保険税)													
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 2em;">様</span> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">還 付 番 号</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">決 裁 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">年</td> <td style="padding: 5px;">月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">充 当 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">年</td> <td style="padding: 5px;">月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">通 知 書 発 送 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">年</td> <td style="padding: 5px;">月 日</td> </tr> </table>	還 付 番 号			決 裁 年 月 日	年	月 日	充 当 年 月 日	年	月 日	通 知 書 発 送 年 月 日	年	月 日
還 付 番 号													
決 裁 年 月 日	年	月 日											
充 当 年 月 日	年	月 日											
通 知 書 発 送 年 月 日	年	月 日											
納めすぎた税金を	します。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">還付金額</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table>	還付金額	円	那覇市長 <span style="float: right;">印</span>										
還付金額	円												
還付金は同封の過誤納金還付請求書兼領収書にて請求してください。 (別紙「記入のしかた」をごらんください。)													

過誤納金内容

会計年度	課税年度	納税番号	期別	税額	督促手数料	延滞金	還付加算金	会計収入日

充 当 内 訳	科目	会計年度	課税年度	納税番号	期割	充当税額	充当督促手数料	充当延滞金	差引未納税額

【注 この通知書が到達してから請求せず5年を経過しますと支払いが受けられなくなります。(地方税法第18条の3)】

[改正前 別記]

第6号様式

第	号	
		保 険 税
		調 査 吏 員 証
		犯 則 事 件
写 真		所属 那覇市
		職名
		氏名
		(      年      月      日生)
	年      月	日発行
		那覇市長                      印

**訓 令**

那霸市訓令第13号

平成24年12月3日

施 行 済

那霸市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

## 那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

## 付 則

この訓令は、平成24年12月3日から施行し、改正後の那覇市事務決裁規程の規定は、平成24年10月1日から適用する。

## [改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

## 個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
障がい福祉課	[略]	
	障害者福祉センターの管理運営に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		

## [改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

## 個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
障がい福祉課	[略]	
	障がい者福祉センターの管理運営に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		

---

---

**告 示**

---

---

**那覇市告示第 87 号**  
平成 24 年 11 月 26 日  
掲 示 済

平成 24 年 (2012 年) 12 月那覇市議会定例会の招集について

平成 24 年 (2012 年) 12 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| 1 招 集 の 日   | 平成 24 年 12 月 3 日 (月) |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場              |

-----

**那覇市告示第 91 号**  
平成 24 年 12 月 5 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画の変更について

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市  
上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

## 1 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域

## 2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 那覇市首里大名町三丁目及び壺屋一丁目各地内  
 (国際センター線沿道地区及び牧志壺屋線沿道地区)

## 3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課 (新都心銘苅庁舎5階)

那覇市告示第 95 号

平成 24 年 12 月 17 日

平成 24 年 11 月 16 日付けで専決処分を行った平成 24 年度那覇市一般会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成 24 年度那覇市一般会計補正予算 (第 4 号)

平成 24 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,307 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133,066,619 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		16,181,593	83,307	16,264,900
	3 委託金	475,523	83,307	558,830
歳 入 合 計		132,983,312	83,307	133,066,619

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,193,954	83,307	15,277,261
	4 選挙費	209,132	83,307	292,439
歳 出 合 計		132,983,312	83,307	133,066,619

## 那 覇 市 告 示 第 96 号

平成 24 年 12 月 17 日

平成 24 年(2012 年)11 月那覇市議会臨時会で議決された平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)

平成 24 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 747,690 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133,814,309 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		16,264,900	591,534	16,856,434
	2 県補助金	10,030,127	591,534	10,621,661
19 繰越金		2,716,391	156,156	2,872,547
	1 繰越金	2,716,391	156,156	2,872,547
歳 入 合 計		133,066,619	747,690	133,814,309

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,277,261	23,982	15,301,243
	1 総務管理費	12,907,414	23,982	12,931,396
3 民生費		57,216,498	11,800	57,228,298
	1 社会福祉費	18,255,982	10,000	18,265,982
	2 児童福祉費	19,231,867	1,800	19,233,667
4 衛生費		8,474,822	530,278	9,005,100
	1 保健衛生費	4,424,669	219,027	4,643,696
	2 清掃費	4,050,153	311,251	4,361,404
7 商工費		3,000,921	38,744	3,039,665
	1 商工費	3,000,921	38,744	3,039,665
8 土木費		16,009,291	2,000	16,011,291
	2 道路橋りょう費	1,233,730	0	1,233,730
	4 港湾費	986,038	0	986,038
	5 都市計画費	8,181,616	2,000	8,183,616
9 消防費		3,129,516	0	3,129,516
	1 消防費	3,129,516	0	3,129,516
10 教育費		13,169,310	140,886	13,310,196
	1 教育総務費	1,458,639	9,860	1,468,499
	2 小学校費	3,369,701	91,907	3,461,608

	3 中学校費	3,506,457	36,086	3,542,543
	6 保健体育費	2,027,187	3,033	2,030,220
歳 出 合 計		133,066,619	747,690	133,814,309

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
4 衛生費	1 保健衛生費		329,034
		公営墓地施設整備事業	329,034
8 土木費	2 道路橋りよ う費		182,189
		バス停上屋整備事業	49,500
		歴史散歩道整備事業	132,689
			182,189
10 教育費	2 小学校費		127,993
		小学校安心安全防災システム導入事業	91,907
	3 中学校費		36,086
		中学校安心安全防災システム導入事業	36,086
			91,907
合 計			639,216

第 3 表 債務負担行為補正

廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
公営墓地（市民共同墓）施設整備事業（工事請負費）（環境保全課）	平成 25 年度	154,800
公営墓地（市民共同墓）施設整備事業（工事監理業務委託料）（環境保全課）	平成 25 年度	4,926

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 251 号

平成 24 年 11 月 29 日

掲 示 済

産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 入札に付する事項

- (1) 契約案件名 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
- (2) 履行場所 ①那覇市役所仮庁舎 (所在地: 那覇市上之屋 1-2-1)  
②新都心銘苺庁舎 (所在地: 那覇市銘苺 2-3-1)  
③真和志庁舎 (所在地: 那覇市寄宮 2-32-1)  
④喜納ビル (所在地: 那覇市泉崎 1-4-10)  
⑤那覇市役所本庁舎 (所在地: 那覇市泉崎 1-1-1)
- (3) 履行内容 本庁舎への引越しに伴い、上記 (2) の履行場所から排出される産業廃棄物を収集運搬し処分する。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等の定めに従い適正に処理することを目的とする。
- (4) 履行期間 契約の日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- (5) 排出予定量 35,000kg
- (6) 廃棄物の種類 混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、繊維くず)

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 沖縄県内に本店があること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日第 137 号) 第 14 条に基づき、前記 1 (6) の廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬及び処分に関する沖縄県知事の許可を得ていること。

- (3) 沖縄県知事より産業廃棄物の収集運搬及び処分について行政処分を受けていないこと。
  - (4) 営業実績が2年以上あること。
  - (5) 那覇市の市税を完納していること。
  - (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
  - (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
  - (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
  - (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
  - (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
  - (11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
  - (12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
  - (13) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
  - (14) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託契約事項・仕様書の配布期間及び配布方法  
配布期間 平成24年11月30日(金)～平成24年12月18日(火)  
配布方法 那覇市ホームページによりPDFファイルにて提供
- 4 業務委託契約事項・仕様書等に対する質問及び回答  
質問期間 平成24年12月3日(月)～平成24年12月7日(金)  
質問方法 質問書(市様式)をE-Mailで送信すること。  
提出先 那覇市総務部管財課  
E-Mail : [s-kanzai001@neo.city.naha.okinawa.jp](mailto:s-kanzai001@neo.city.naha.okinawa.jp)  
回答方法 平成24年12月12日(水)午後5時15分までに那覇市ホームページに掲載
- 5 入札執行の日時及び場所  
日 時 平成24年12月19日(水)  
15時00分受付開始 15時15分入札開始  
場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階 管財課入札室
- 6 入札時提出書類  
(1) 入札書(市様式)  
(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

## 7 入札金額

入札金額は、前記1(2)に記載する履行場所から排出が見込まれる35,000kgの産業廃棄物を収集運搬し、処分を請け負った場合の見積り金額(消費税抜き)を記入すること。

## 8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、下記のとおり入札前までに見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、那覇市契約規則第12条第1項の規程に該当する場合は免除とする。なお、那覇市契約規則第12条第1項の適用を受けようとする者は、それに係る関連書類(入札保証保険契約に係る保険証券等)を入札受付時に提出すること。

(1) 平成24年12月19日(水)午前10時までに、入札保証金納付申請書(市様式)を記入の上、管財課へFAXにより通知すること。

(FAX番号:862-9352)

(2) 管財課が発行する納付書により、金融機関にて納めること。

(3) 入札受付時に、前記(2)で納めた領収書を提示すること。

## 9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札資格審査申請書

(2) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)

(3) 業務実績表(市様式)

(4) 商業登記簿

(5) 印鑑証明書

(6) 納税証明書

※那覇市に本店又は支店のある場合は、市税の完納証明書。事業所等が他市町村にある場合は、その所在地の完納証明書(市町村民税の非課税、又は、滞納がないことを証明するものに限る。)

(7) 労働保険(労災・雇用)加入証明書

(8) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日第137号)第14条に基づく産業廃棄物の収集運搬及び処分にかかる沖縄県知事が発行する許可証の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

## 10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

## 11 郵送による入札は認めない。

## 12 契約保証金

落札者は、本契約の締結と同時に契約保証金として契約金額（年額）の100分の10に相当する額を甲に納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則（昭和46年那覇市規則第13号）第4条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結したときは、この限りでない。

## 13 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

## 14 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ  
〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号  
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第255号  
平成24年11月30日  
掲 示 済

## 宅地（保留地）の一般公開抽選処分について

宅地(保留地)を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和57年那覇市規則第10号）第2条の規定に基づき、次の事項を公告します。

那覇広域都市計画事業  
真嘉比古島第二土地区画整理事業  
施行者 那 覇 市  
代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 宅地の位置、地積及び処分価格

## 真嘉比古島第二地区

## ① 83 街区 4 画地

面積 116.42 m<sup>2</sup> 価格 ¥16,764,000 円

## ② 77 街区 20 画地

面積 129.07 m<sup>2</sup> 価格 ¥15,875,000 円

## ③ 77 街区 20-1 画地

面積 203.50 m<sup>2</sup> 価格 ¥25,844,000 円

## 2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 保留地の抽選日において、本市内に居住する期間が3ヶ月未満の者。ただし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3) 過去10年間に保留地を買い受けた者。

## 3 抽選の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年12月21日(金)午後2時より
- (2) 場所 区画整理課  
那覇市銘苅2-3-1 銘苅庁舎5階 電話 862-9137

那覇市公告第 267 号  
平成 24 年 12 月 5 日  
掲 示 済

### 住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 271 号  
平成 24 年 12 月 10 日  
掲 示 済

遺伝子検査機器の購入に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 遺伝子検査機器の購入
- 2 納入場所 沖縄県中央保健所
- 3 納入期限 平成 25 年 3 月 31 日（日）
- 4 問合せ先 那覇市 健康保険局 保健所準備室 担当 山城・當間  
TEL:098-862-0568 FAX:098-862-4263  
E-Mail:k-hoken001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 購入物品や入札参加資格要件等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。

那覇市公告第 280 号  
平成 24 年 12 月 13 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、市民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

- 1 都市計画の種類  
那覇広域都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分 那覇市首里大名町二丁目、首里大名町三丁目、首里平良町一丁目及び首里平良町二丁目各地内  
(県道153号線沿道地区)
- 3 縦覧場所  
那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苺庁舎 5 階）
- 4 縦覧期間  
平成24年12月13日から平成24年12月27日まで。ただし、那覇市の休日を定める条例（平成3年条例第33号）に定める休日を除く。
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。

那覇市公告第 281 号  
平成 24 年 12 月 13 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、那覇市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

- 1 都市計画の種類  
那覇広域都市計画道路
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 3・4・那 89 号 城東城北線  
変更する部分 那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部
  - (2) 3・3・那 17 号 石嶺線  
変更する部分 那覇市首里石嶺町 1 丁目及び 2 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苺庁舎 5 階）
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成 24 年 12 月 13 日（木）から平成 24 年 12 月 27 日（木）まで  
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・休日は除く。）

## 那覇市公告第 284 号

平成 24 年 12 月 17 日

## 那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について

平成 25 年度及び平成 26 年度において、那覇市が行う物品購入等入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

## ① 申請条件

次の各項目に該当する者は、申請ができません。

- 1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する次のいずれかに該当すると認められる者
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、本市の入札に参加させない期間が経過していない者。また平成 25・26 年度中に入札に参加させない期間が経過しない者
- 3 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつて、それらの資格等を有していない者
- 4 申請しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでいない者
- 5 市町村税及び消費税を滞納している者
- 6 暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員である者

## ②申請書類（本市様式）の受付

- (1) 受付期間 平成 25 年 1 月 11 日（金）～1 月 25 日（金）
- (2) 受付時間 平日 9 時～16 時（12 時～13 時を除く）
- (3) 受付場所 総務部管財課（本庁舎 5 階）

※申請書類及び申請要領は市ホームページからもダウンロード可。

- ③ 問合せ先 那覇市総務部管財課 物品・車両グループ  
電話番号 直通 862-9904

---

---

## 消防本部訓令

---

---

那霸市消防本部訓令第9号  
平成24年12月1日  
施 行 済

那霸市災害ユイマール登録制度実施要綱を廃止する訓令を次のように定める。

那霸市消防本部  
消防長 仲 里 仁 公

那霸市災害ユイマール登録制度実施要綱を廃止する訓令

那霸市災害ユイマール登録制度実施要綱(平成16年那霸市消防本部訓令第11号)  
は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成24年12月1日から施行する。

## 消防本部告示

那霸市消防本部告示第8号

平成 24 年 12 月 1 日

掲 示 済

那霸市災害弱者緊急通報支援制度要綱を次のように定める。

那霸市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

## 那覇市災害弱者緊急通報支援制度要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、緊急通報が困難である災害弱者の緊急通報を支援するため、当該障害等の個人情報消防緊急通信指令システム(以下「指令システム」という。)に登録することにより、急病、災害発生等の緊急時における援護体制の確保を図り、市民福祉の向上に資することを目的とする。

## (対象者)

第2条 この制度の対象となる災害弱者は、市内に在住する聴覚障がい者及び言語障がい者等で災害時等の緊急通報が困難である者とし、この制度による個人情報の提供に同意し、登録を行った者とする。

## (緊急通報)

第3条 登録された者(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかによる緊急通報を利用することができる。

- (1) FAX
- (2) Eメール(携帯電話又はインターネット端末機からのメールによる緊急通報をいう。)

## (登録申請)

第4条 登録を希望する者は、消防長に那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録申請書(第1号様式)を提出するものとする。

## (登録)

第5条 消防長は、前条の申請書を受理した場合は、指令システムに登録する。

2 消防長は、登録者に対し、那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録通知書(第2号様式)により通知し、火事・救急119FAX(第3号様式)(以下「FAX送信票【登録者用】」という。)を交付する。なお、Eメールによる通報を希望する登録者には、緊急通報用メールアドレスを開示する。

## (登録内容の変更及び抹消)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じたとき又は登録の抹消を希望するときは、那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録(内容変更・抹消)届出書(第4号様式)により届け出るものとする。

(登録内容の取消し)

第7条 消防長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 入院又は施設入所により、自宅復帰の見通しが立たないと認めるとき。
- (3) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。

2 消防長は、前項の各号により登録を取り消した場合は、那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録抹消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(登録者への対応)

第8条 消防長は、FAX送信票【登録者用】を受信した場合は、火事・救急119FAX(第6号様式)により受信確認の送信を行う。

- 2 消防長は、Eメール通報を受信した場合は、通報者に対しEメール受信したこと及び消防車又は救急車が出動したことを通知文としてEメール送信をする。
- 3 消防長は、登録者からの急病や災害発生等の緊急通報により、発生場所、発生内容及び登録者の個人情報、その他諸情報を掌握し、消防車、救急車等の出動を行うとともに必要に応じて関係機関への情報提供及び支援者等への支援要請を行うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 消防長は、那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の規定に基づき個人情報を適正に管理しなければならない。

(支援体制の整備)

第10条 消防長は、大規模災害発生時その他必要と認めたときは、市関係部局等と協力し、連携を図りながら支援体制の整備に努めなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

第 1 号様式 (第 4 条関係)

那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録申請書

那覇市消防長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

那覇市災害弱者緊急通報支援制度要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

		申 請 日	年 月 日	
登 録 者	ふりがな			
	氏 名	生年月日	年 月 日	
		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	住 所	〒 — ※アパート・マンション名と部屋番号まで記入してください。 那覇市		
連 絡 先	自宅電話：		携帯電話：	
	F A X：		メールアドレス：	
緊 急 連 絡 先	氏 名		電話番号	
	氏 名		電話番号	
避 難 支 援 者 記 入 欄	支 援 者	氏 名	住 所	電話番号
		印		
		印		
特 記 事 項				

※FAX による緊急通報を希望する方は FAX 番号、E メールによる緊急通報を希望する方はメールアドレスを必ず記入してください。

※避難支援者とは、近隣者及び友人等で緊急時に支援してくれる方を記入してください。

※特記事項には、かかりつけの医療機関や既往歴等（治療を受ける際に必要と思われる事項）を記入してください。

第 2 号様式（第 5 条関係）

那 消 第 号  
年 月 日

様

那覇市消防長

## 那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市災害弱者緊急通報支援制度について、登録しましたので通知します。

## 記

- 1 この制度は、119 番通報を支援するものであり、他の災害及び救急出動に対し優先されるものではありません。
- 2 この制度で登録した情報は、次の場合に使用します。
  - (1) 火災、救急等緊急出動依頼があったとき。
  - (2) 救急搬送時における医療機関医師への情報提供
  - (3) 近隣における火災発生時等により避難及び支援の必要があるとき。
  - (4) 自然災害が発生した場合で、避難及び支援の必要があるとき。
  - (5) 大規模災害における緊急支援を行うとき。
  - (6) 災害時、避難等の支援が必要な登録者を把握する必要があるとき。
- 3 登録された個人情報に変更等があれば、那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録（内容変更・抹消）届出書(第 4 号様式)を提出してください。
- 4 Eメール通報用のメールアドレスは、他人に知られないようにしてください。

問合せ先

那覇市消防本部 指令情報課

TEL：098-868-9911

FAX：098-868-9912

【登録者用】

第3号様式 (第5条関係)



# 火事・救急 119 FAX

当てはまるところに○をつけて下さい。

**!**  
**火事**  
です!



**どこ?**  
自分の家  
となりの家  
その他 ( )

**けが人は?**  
いる ・ いない ( ) 人

**!**  
**救急**  
です!



**誰が?**  
自分・家族・その他 ( )

**どうした?**  
ケガ ・ 病気  
その他  
持病等 (痛い部分はどこです)

**意識は?**      **呼吸は?**  
ある ・ ない      ある ・ ない

**!**  
**その他** [      ]  
災害など [      ]

<b>住所</b> 那覇市		
アパート・ビル名		
階		号室
<b>氏名</b>	男 ・ 女	歳
<b>FAX番号</b>		
<b>手話通訳者は?</b> 必要 ・ 必要なし		

※ 注 意 ※

- 住所・氏名などは、あらかじめ記入しておきましょう。
- 受信後、那覇市消防本部からFAXが来ます。連絡がないときは、もう一度送信してください。
- 火事のときは、安全なところに避難してください。

【問合せ】 那覇市消防本部 指令情報課 電話 098-868-9911 / FAX 098-868-9912

## 第 4 号様式 (第 6 条関係)

## 那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録 (内容変更・抹消) 届出書

年 月 日

那覇市消防長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

印

那覇市災害弱者緊急通報支援制度に登録した情報を  
変更  
抹消  
したいので届出ます。

## 記

## 1 変更する理由 (その項目と内容を記載すること。)

変更前	変更後

## 2 抹消する理由

第 5 号様式 (第 7 条関係)

那 消 第 号  
年 月 日

様

那覇市消防長

那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録抹消通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市災害弱者緊急通報支援制度登録について、那覇市災害弱者緊急通報支援制度要綱第 7 条に基づき、登録を抹消したので通知します。

【消防用】

第 6 号様式 (第 8 条関係)



火事・救急 119 FAX

様

119FAXを受信しました。  
ご安心ください。



消 防 車

が現在向かっております。



救 急 車

【問合せ】 那覇市消防本部 指令情報課  
担当 ( )  
TEL : 098-868-9911  
FAX : 098-868-9912



## 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 44 号

平成 24 年 12 月 3 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
407	株式会社 儀間建設	久米島町字宇根 438 番地の 3	儀間 清	平成 24 年 11 月 7 日

那覇市上下水道局告示第 45 号  
平 成 2 4 年 1 2 月 3 日  
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
37	(有)アケ総合設備	那覇市赤嶺 28 番地	當間 信榮

---

---

**選挙管理委員会告示**

---

---

那覇市選挙管理委員会告示第 52 号  
平成 24 年 11 月 27 日  
掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 24 年 12 月 4 日に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階  
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 53 号  
平成 24 年 11 月 27 日  
掲 示 済

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により、平成 24 年 12 月 4 日に縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第54号

平成24年12月3日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	5,003 人
2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	83,374 人
3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	41,687 人

那覇市選挙管理委員会告示第 55 号  
平 成 2 4 年 1 2 月 3 日  
掲 示 済

ポスター掲示場の設置場所について

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙における公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
1	1	首里石嶺町4-208-7 コーポオアシス向い(ガードレール)
1	2	首里石嶺町4-360-8 石嶺小学校前 (ガードパイプ)
1	3	首里石嶺町4-260-1 徳森宅斜め向い(ガードレール)
1	4	那覇市首里石嶺町4丁目 明星団地公園入口近く
1	5	首里石嶺町4-425-4 石嶺ハイツ団地通り(ガードレール)
1	6	首里石嶺町4-335 市営住宅敷地35棟入口側(ガードレール)
1	7	首里石嶺町4丁目 市営住宅1棟前(フェンス)
1	8	首里石嶺町4-99-1 まるしんビル前 (歩道後方フェンス)
2	1	首里石嶺町2-70 石嶺市営住宅7棟前(柵)
2	2	首里石嶺町2-70-9 石嶺公民館向かい(柵)
2	3	首里石嶺町2-233-8 奥浜宅前(ガードレール)
2	4	首里石嶺町2-191-8 神谷アパート前(歩道フェンス)
2	5	首里石嶺町2-179-1 石川宅向かい(ガードレール)
2	6	首里石嶺町2丁目 首里高校野球場県道沿いガードレール
2	7	那覇市首里石嶺町2丁目 石嶺南公園前
2	8	首里石嶺町2丁目 那覇バス石嶺営業所前バス停うしろ転落防止柵
3	1	首里儀保町4-44 ふりそで館向い(ガードパイプ)(車道向き)
3	2	石嶺町1丁目 城北小学校体育館前(ガードパイプ)
3	3	首里久場川1-111 金城宅斜め向い(ガードレール)
3	4	首里石嶺町1-147-3 首里協同クリニック (ガードレール)
3	5	首里石嶺町1-62-3 国家公務員宿舎首里住宅2号棟前(ガードレール)
3	6	首里久場川町1-94 新島染色工房向い(ガードレール)
4	1	首里石嶺町4-23 岸本宅向かい(フェンス)
4	2	首里石嶺町3-113-1 伊良波宅横(ガードレール)
4	3	首里石嶺町3-1-1 コーポラスみやぎ前 (ガードパイプ)
4	4	首里石嶺町3-35 大興ビル隣の契約駐車場前(道路フェンス)
4	5	首里平良町1-4 タウンプラザかねひで平良店横(ガードパイプ)
4	6	首里末吉町1-1 昭和橋(欄干)
4	7	首里平良町1-37 宮城宅前(植栽)(車道向き)
4	8	首里末吉町1-1 昭和橋(欄干)
5	1	首里大名町3-80 サンエー大名駐車場前 (ガードパイプ)
5	2	首里大名町3丁目 大名団地12棟前(フェンス)
5	3	首里大名町3丁目 大名団地16棟前ランド側(フェンス)
5	4	首里大名町2丁目26 下地・當間宅前 (落下防止柵)
5	5	首里大名町2-75 駐車場前(ガードレール)

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
5	6	首里大名町2-83 富名腰宅前(ガードパイプ)
5	7	首里大名町2-52 諸見里宅向かい(ガードパイプ)
6	1	首里鳥堀1-20-4 琉球銀行首里支店前(植栽)(車道向き)
6	2	首里儀保町1-19 知念宅前(フェンス)下の橋横
6	3	首里汀良町1丁目 汀良児童公園前(ガードレール)
6	4	首里赤平町2-17 大山宅向い(フェンス)
6	5	首里儀保町1-12 旧モスバーガー駐車場向い(フェンス)
7	1	首里崎山町1-27 島袋アパート隣駐車場向側(植栽)(車道向き)
7	2	首里崎山町4-222 芸大崎山キャンパス横(フェンス)
7	3	首里崎山町1丁目 崎山公園遊び場横(フェンス)
7	4	首里赤田町2-57 名城宅前(ガードレール)
7	5	首里崎山町4-53-19 沖縄自動車道入口横(フェンス)
7	6	首里崎山町3-49 砂川宅うしろ(フェンス)
8	1	首里桃原町1-6 仲尾次宅前(ガードレール)
8	2	首里儀保町2-8 小山アパート向い(橋の欄干)
8	3	首里真和志町1-5 城西小学校正門入口横(フェンス)
8	4	首里大中町1-1 旧県立博物館向い(フェンス)
8	5	首里山川町2-1-4 友利宅向い(柵)
8	6	首里金城町3-68 (有)シュリデンキ向い(フェンス)
8	7	首里金城町4-71-10 東洋PR向い(フェンス)
9	1	首里寒川町2-5 石川パーキング前(ガードレール)電柱側
9	2	首里寒川町1-27-2 玉城宅向い(内側ガードフェンス)
9	3	首里山川町3-4-1 野里ハイツ道向い(ガードフェンス)
9	4	首里寒川町1-17 首里観音堂南門向かい(ガードパイプ)
9	5	首里山川町1-63 山川バス停留所向かい(ガードフェンス)
9	6	首里寒川町1-71 ガレージ沖縄隣(ガードフェンス)
9	7	首里寒川町1-13-2 勝連宅向い(ガードレール)
10	1	古島2-31-1 那覇市立病院看護婦宿舎(フェンス)
10	2	松島2-1-12 松島保育園付近(ガードパイプ)
10	3	古島1-19 宇久増公園内(草地)かねひで駐車場向い
10	4	松島2丁目 宝口公園(川近)
10	5	古島1-16-1 セントスヴェリエ上地付近(ガードパイプ)
10	6	古島2-23-7 翁長宅向い 大神公園(柵)
10	7	古島1-19 宇久増公園内(木柵)自治会事務所近く
11	1	首里末吉町1丁目 末吉公園入口左側(柵)

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
11	2	首里末吉町4丁目 シルバー人材センター隣(ガードフェンス)
11	3	首里末吉町4丁目 すえよししんばし 橋欄干 左
11	4	首里末吉町4丁目 末吉新橋 橋欄干 右
11	5	末吉町3丁目 末吉ちようちよう公園 草地
11	6	首里末吉町4丁目 末吉東児童公園 トイレ近く(植栽)
11	7	首里末吉町2丁目 末吉西公園(植栽)
12	1	おもろまち駅東口交通広場南側(ガードパイプ)
12	2	字真嘉比264 バイパス荘前(ガードフェンス)
12	3	高山宅隣・(株)ライト駐車場後方(ガードレール)
12	4	真嘉比南公園 トイレ付近(フェンス)
12	5	字真嘉比 仲マンション向かい(ガードレール)
12	6	字真嘉比252-3 オーシャンパレス向かい(ガードレール)
12	7	真嘉比中央公園 緑地 ユニオン近く
13	1	字安里154 ファミールYS前(ガードパイプ)
13	2	字安里117 スマイズム安里付近(ガードパイプ)
13	3	字安里111-1 タマキパーキング前(ガードパイプ)
13	4	字安里167 安里清永宅付近 生まれ標識近く(ガードパイプ)
13	5	字安里136番3 安里公園 地域掲示板横
13	6	字安里24 ときわ教室・野原宅向かい 電柱近く(ガードレール)
13	7	字安里44 目取真アパート前(ガードレール)
14	1	松川403 岸本外科前歩道側ガードパイプ
14	2	字松川448-1 喜納マンション前ガードフェンス
14	3	松川3-12-21 松城マンション西側歩道側ガードパイプ
14	4	松川3-18-30 (田名クリニックの東隣車道側ガードパイプ)
14	5	繁多川3-7-15 メドルマホンダ横寒川前原橋の橋柵
14	6	繁多川2-4-13 伊野波宅裏の道向かいガードパイプ
14	7	繁多川2-5-1 (県営松川団地入口ガードパイプ)
14	8	繁多川1-16-3 県営繁多川高層住宅公園フェンス
15	1	字松川387-1 ロイヤルマンション松川前(転落防止柵)
15	2	松川2-4-1 泉産業ビル後方大道橋(欄干)
15	3	松川2-14-46 知名宅前(ガードレール)
15	4	松川2-35-17 嘉陽カミ宅前(ガードレール)
15	5	字松川314 祝嶺アパート前(転落防止柵)
15	6	松川2-8-1 大城宅向い松川橋(欄干)
15	7	三原2-26-9 前(ガードパイプ)

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
15	8	松川2-8-25 シティヒル一原側 指帰橋(欄干)
16	1	字大道88-17 照屋宅向い(ガードレール)
16	2	字大道164 ライオンズマンション前ほたる橋欄干(ガードレール)
16	3	字大道146-1 大道小学校体育館横大道練兵橋(欄干)
16	4	字大道158 真和志中学校グラウンド前(ガードレール) 婦連会館向い
16	5	三原1-26-1 海銀三原支店前(植栽)※可能な限り交差点側から離すこと。
16	6	字安里361-13 島田宅横月極契約駐車場前(転落防止柵)
16	7	字大道173-8 コーポ富島向い(植栽)
16	8	寄宮2-32-1 真和志庁舎向い(転落防止柵)
17	1	繁多川1-5-1 旧森永乳業跡地前のガードパイプ
17	2	繁多川1-3-17 コートヴィレッジ繁多川向いのガードレール
17	3	繁多川5-5-1 波平アパート隣ガードレール
17	4	繁多川2-14-7 石田中バス停後方歩道側ガードレール
17	5	繁多川3-14-16 アーバン繁多川向いガードレール
17	6	繁多川5-22-1 赤澤アパート横階段前ガードレール
17	7	繁多川5-24-1 繁多川自治会ガードパイプ
17	8	字真地43-4 勝連宅隣ガードパイプ
18	1	識名2-13-46 (有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス
18	2	識名3-19-12 マンション識名12前市道側ガードレール
18	3	識名3-18-33 琉球うるし工芸付近ガードレール
18	4	識名1-9-2 SouthHeim孫秀(ローソン) 前ガードパイプ
18	5	識名3-17- フレスコア識名隣アパート前のガードパイプ
18	6	識名3-10-20 名嘉アパート隣ガードレール
18	7	識名1-11-26 識名伝道所東側ガードレール
19	1	長田2-24-6 中尾宅向いガードレール
19	2	長田2-17-30 慶田宅前ガードレール
19	3	長田2-14 長田西公園のフェンス
19	4	長田2-33-50 キャッスルエミネット隣長田南公園柵
19	5	長田2-32-23 玉商ビルI 向いガードフェンス
19	6	字上間620-1 平良宅向いガードレール
19	7	上間1-15 溜池横ガードレール
19	8	長田2-1-20 ビデオショップ大都会前ガードパイプ
20	1	字国場405 嘉数女子学園前ガードパイプ
20	2	字国場183-2 嘉数宅前歩道側ガードフェンス
20	3	字国場15 渡嘉敷アパート横歩道側ガードフェンス

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
20	4	字仲井真357-1 ココパレス前国道の歩道側フェンス
20	5	字仲井真133 シュウズブラザナハ国場店前(後方柵)
20	6	字仲井真257-2 コーポ城間前国道の歩道側フェンス
20	7	字仲井真260 仲井真北公園の柵
20	8	字上間490-1 崎山宅向いのガードレール
21	1	字識名1205 JA真和志真地支店横ガードレール
21	2	字上間205-1 (株)ランバードランド横資材置場前ガードレール(歩道向き)
21	3	字上間219-1 コーポ大城ななめ前ガードパイプ
21	4	字真地210-1 マンション真地前ガードレール
21	5	字真地313 真地小学校前ガードレール
21	6	字真地277 真地団地8棟前バス停向いガードパイプ
21	7	字真地277 真地団地12棟前フェンス
22	1	字国場1171付近 おもしろ公園の柵
22	2	字国場1166付近 与儀元気公園の柵
22	3	字国場869-1 テラス東門前ガードフェンス
22	4	字国場724-1 東京ラーメンとん珍亭向いの植栽
22	5	字国場555 沖縄尚学高校グラウンド前歩道側ガードパイプ
22	6	長田1-13-58 完善アパートA向いの駐車場前ガードパイプ
22	7	長田1-22 長田北児童公園の東側柵
23	1	寄宮3-1-1 真和志小学校南側ガードパイプ(車道向き)
23	2	寄宮3-19-11 寄宮フィッシングセンター裏ガードパイプ
23	3	寄宮2-37-12 宮城胃腸科内科医院向い体育館前ガードパイプ
23	4	三原3-21-16 ソリュ・和なごみ向い大石公園内川沿いフェンス
23	5	寄宮3-1-1 真和志小学校南側ガードパイプ(歩道向き)
23	6	寄宮3-8-10 西平菓子店向いガードパイプ
23	7	寄宮3-1-1 真和志小学校北側ガードパイプ
24	1	寄宮2-38-22 琉球銀行寄宮支店前ガードパイプ
24	2	寄宮2-2那覇市民会館横ガードレール
24	3	寄宮2-3-1 沖縄整肢療護園横ガードパイプ
24	4	寄宮2-32 真和志庁舎西側入口ガードパイプ
24	5	寄宮1-1 与儀公園東側の柵
24	6	寄宮1-1 与儀公園西側バス停後の植栽フェンス
24	7	寄宮1-1 与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ
25	1	与儀1-3 赤十字病院前与儀バス停横(ガードパイプ)
25	2	与儀1-24-1 沖縄県立看護大学前バス停横(ガードパイプ)

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
25	3	字与儀368-17 タウンプラザかねひで与儀東店前(植栽)
25	4	与儀1-1-21 知念宅横(ガードパイプ)
25	5	字与儀125-2 ちゅら建装横YTパーキング前(植栽)
25	6	字与儀41 城間宅前(ガードレール)
25	7	与儀2-11 なかよし公園柵
25	8	与儀2-20 わんぱく公園柵
26	1	与儀2-18-19 古波倉宅向い(植栽)
26	2	字古波蔵393 古蔵小学校東側(ガードパイプ)
26	3	字古波蔵231-2 蔵アパート前(ガードパイプ)
26	4	字古波蔵396-1 大嶺ハイツ前(ガードパイプ)
26	5	古波蔵4-2 古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側(転落防止柵)
26	6	古波蔵4-11-1 旧沖縄赤十字病院側(転落防止柵)
26	7	字国場1182-8 ファミリーマート駐車場側(ガードパイプ)
27	1	古波蔵3-2-23 丸ニタクシー前(陸橋階段側)
27	2	古波蔵3-7-25 契約駐車場前(ガードパイプ)
27	3	古波蔵3-3-20 県営美田市街地住宅前(ガードパイプ)
27	4	古波蔵3-8-28 こくらクリニック前(植栽)
27	5	古波蔵3-23 市公園管理事務所入口横(転落防止柵)
27	6	古波蔵3-8-14 古波蔵郵政宿舍前(ガードパイプ)
27	7	古波蔵3-1 Fステージ古波蔵レイクフロント向い(転落防止柵)
28	1	字安謝653 国際重機ビル付近(ガードフェンス)
28	2	安謝2-15 安謝市営住宅老人ホーム出入口付近(ガードフェンス)
28	3	字安謝270 我那覇宅向い(ガードパイプ)
28	4	安謝小学校裏門近く(ガードパイプ) レジデンス長門前 ミラー付近
28	5	字安謝237-13 豊里アパート付近(ガードフェンス)
28	6	字安謝23 糸数アパート隣 安謝東公園(フェンス)
29	1	あけぼの公園通り・デイサービス こまち 向かい(ガードレール)
29	3	安謝260 屋宜アパート横 駐車場前(ガードパイプ)
29	6	曙3丁目9 県営あけぼの住宅向かい 緑地
29	4	曙2-18 曙小学校(正門左側フェンス) 横断歩道前
29	7	港町2-10 新港ふ頭中央緑地公園内(東側の柵)
29	2	字天久1196-12 オフィスシステムプロダクト向い(ガードパイプ)
29	8	港町1-10 新港ふ頭東緑地公園(草地)沖縄ヤマハ向かい
29	5	曙2-18 曙小学校 裏門駐車場(フェンス)
30	1	泊3-1-6 琉球水難救済会近く(ガードパイプ)

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
30	2	泊3-17-7 ライオンズマンション向かい (ガードパイプ)
30	3	字上之屋411-3 日本航空上之屋社宅前 (ガードパイプ)
30	4	おもろまち2丁目7-1 黄金森公園内 (フェンス)
30	5	泊2丁目 泊小学校前・翔ハウス向かい (ガードパイプ)
30	6	泊小学校運動場 高台 (ガードパイプ)
30	7	泊小学校 正門近く (ガードパイプ)
30	8	泊1丁目 崇元寺公園 トイレ近く (ガードパイプ)
31	1	壺屋1-5-13 那覇市壺屋児童館裏(植栽)
31	2	壺屋1-28-18 クリーニング店横契約駐車場前(植栽)
31	3	樋川2-8 神原中学校前四条橋(欄干)
31	4	字安里411-1 サンハイツ前安里橋(欄干)安里交差点向け左側
31	5	安里2丁目付近ひめゆり橋(欄干)安里交差点に向かって右側
31	6	壺屋2-23-22 宮里宅向い契約駐車場前(植栽)
31	7	壺屋1-3-12 ビガロ壺屋前(植栽)
32	1	牧志2-8 牧志公園公衆トイレ前
32	2	牧志3-2-10 那覇市ぶんかテンプス館隣バイク駐輪場フェンス
32	3	牧志2-13-2 高良宅横(ガードレール)
32	4	安里2-5-22 安里交差点付近後方(柵)
32	5	安里2丁目付近 ひめゆり橋(欄干)安里交差点に向かって左側
32	6	牧志3-14-12 壺屋小学校正門前(ガードレール)
32	7	安里2-8-8 ベストウエスタン那覇イン横(ガードレール)
33	1	松尾2-14 松尾公園 トイレ近く
33	2	松尾2-14 松尾公園内 少し高台歩道柵
33	3	松尾2-16 松尾公園 通路柵
33	4	松尾1-21-44 那覇高校正門右側(ガードパイプ)
33	5	泉崎1-1-6 開南小学校プール近く(ガードパイプ)
33	6	泉崎1-4-10 公証人役場・横・監査委員表札(ガードパイプ)
33	7	泉崎2-101-24 国場幸一郎前(ガードレール)
33	8	泉崎2-102-5阿手川公園内フェンス・紫雲閣駐車場との間フェンス
34	1	樋川1丁目 中央公園東側コンクリート柵
34	2	樋川1丁目 中央公園西側
34	3	樋川1-34-3 コーポ南前(ガードパイプ)
34	4	楚辺1-5-1 桃原司法書士事務所横(ガードレール)
34	5	樋川1-18-66 高里宅前(ガードレール)
34	6	樋川1-8-16 樋川保育所横(ガードレール)

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
34	7	樋川1-12-39 上間宅前(ガードパイプ)
35	1	楚辺1-4 城岳公園内 歩道柵 緑地
35	2	字楚辺265-1 たいらビル駐車場横(道路沿い植栽)
35	3	楚辺1-13-17 仲里・伊計宅間 (ガードパイプ)
35	4	楚辺2-1 城岳小学校駐車場前(植栽)
35	5	楚辺2-42 古波蔵交差点・横断歩道近く(ガードパイプ) JA向き
35	6	楚辺2-42 古波蔵交差点前(ガードパイプ) 道路向き
35	7	楚辺2-33 沖縄県JA会館前(ガードパイプ)
36	1	壺川3-2-6 市営住宅1号棟正面入り口向いオキジム駐車場近く (植栽)
36	2	壺川3-3-8 那覇中央郵便局横 Aプライス横向かい(植栽)
36	3	壺川1-11-1 壺川東改良住宅A-5棟近く(ガードパイプ)
36	4	壺川2-3 那覇社会保険事務所向い壺川中公園内(緑地)
36	5	壺川2-10-6 県営大橋市街地住宅裏(ガードブロックパイプ)
36	6	壺川1-16-11 當間宅・マエダ電気工事向かい (ガードレール) 道路向き
36	7	壺川東公園内 グランドパレス壺川斜め向かい
37	1	久茂地2-5-18 こくば駐車場向い(ガードレール)
37	2	久茂地2-18-17 レジデンス得 向かい 川沿い (ガードレール)
37	3	久茂地2-25-1 高田久茂地マンション横向かい 川沿い(ガードレール) 美栄橋駅下側
37	4	久茂地3-19 美栄橋公園(フェンス) 国場ビル向かい
37	5	久茂地3-19 美栄橋公園(フェンス)
37	6	久茂地3-26 久茂地小学校体育館 横 (ガードパイプ)
37	7	久茂地3-26 久茂地小学校体育館 後ろ(ガードパイプ)
37	8	牧志1-5 緑ヶ丘公園 内 (植栽)
38	1	前島2丁目 前島橋欄干
38		前島2丁目 前島橋欄干
38	2	前島1-3 前島中公園 (柵)
38	3	前島小学校運動場近く 前島中公園向かい (ガードパイプ)
38	4	前島小学校駐車場近く 前島町民会館斜め向かい(ガードパイプ)
38	5	前島1-20 前島南公園(柵)
39	1	前島3-20 前島北公園 (柵) 駐車場・建築中向き
39	2	前島3-20 前島北公園 (柵) 南側向き
39	3	松山2-23 電力西那覇変電所側 (ガードパイプ)
39	4	松山2-24 那覇中学校 プール近く
39	5	松山1-27 ロコイン沖縄駐車場横(ガードパイプ)
39	6	松山1-21-2 国家公務員住宅近く(ガードパイプ)

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
39	7	松山1丁目 松山公園駐車場出入口付近 (フェンス)
39	8	松山1丁目 松山公園駐車場出入口付近 (フェンス)
40	1	若狭3-32 夫婦瀬公園 (緑地)
40	2	若狭3-32 夫婦瀬公園 (緑地)
40	3	若狭2-16 若狭小学校正門近く (植栽)
40	4	若狭2-16 若狭小学校プール近く (ガードパイプ)
40	5	若狭2-16 若狭小学校 裏門近く・海浜公園近側 (ガードパイプ)
40	6	若狭2-12 若狭公民館図書館横 (ガードパイプ)
40	7	若狭1-11 波乃上写真館ビル駐車場後ろ・旭ヶ丘公園内・明倫堂近く (植栽)
41	1	久米2-17 松下駐車場前(ガードパイプ)
41	2	久米2-15 久米公園遊び場出入口 (ブロック囲い)
41	3	東町10-1 エムズ ガーデン モナコ駐車場横(ガードパイプ)
41	4	東町12 東町南公園内 (植栽)
41	5	西1-6 沖縄ポートホテル横バイク場(ガードパイプ)
41	6	久米2-30 松山公園(歩行フェンス)
41	7	久米2-30 松山公園(歩行フェンス)
42	1	辻2-32 波之上自動車学校向い(植栽)
42	2	辻2-26 三文珠公園 (柵) 砂川宅向かい
42	3	辻2-26 三文珠公園 (柵) 駐車場向かい
42	4	辻2-15 辻公園 (植栽)
42	5	辻1-7 辻南公園側 (ガードパイプ)
42	6	西2-10 西児童公園 (コンクリートブロック)
43	1	山下町31 垣花食堂向いガードパイプ
43	2	山下町28-8 照屋宅向いガードレール
43	3	山下町17 垣花幼稚園前ガードパイプ
43	4	山下町6 山下西児童公園入り口フェンス
43	5	山下町31-27 上原宅前ガードレール
43	6	奥武山町50-1 沖縄セルラーパーク那覇前ガードパイプ
43	7	山下交差点ガードパイプ(県道向け)(車道向き)
43	8	沖縄そば「与那原屋Ⅱ」向い歩道の落下防止柵(歩道側の柵に設置すること)
44	1	字小禄880-4 平良宅前ガードパイプ(ガードパイプの中央)
44	2	字小禄105 高良宅向いガードレール
44	3	字田原88 田原自治会館斜め向いガードレール
44	4	字田原169-5 新垣宅前ガードパイプ
44	5	字小禄1180 真境名宅向いガードレール

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
44	6	字小禄239 ホテルラッソエアポート那覇専用駐車場前ガードパイプ
44	7	字小禄414番地 タカラ契約駐車場前ガードパイプ
45	1	小禄1-28-30 丸高アパート向いガードパイプ
45	2	小禄4-17-1 當間宅向い小禄若草公園フェンス
45	3	字小禄1240 小禄泉原郵便局横ガードパイプ
45	4	小禄3-7-2 Uハウス前ガードレール
45	5	小禄5-13-1 たかよしビル前ガードレール
45	6	小禄4-1-3 長嶺第2アパート駐車場落下柵(歩道側の柵に設置すること)
45	7	小禄3-5-7 小禄月光公園
45	8	字小禄546-2 金城アパート前ガードパイプ
45	9	小禄2-4-3 高良月極有料駐車場横ガードパイプ
46	1	鏡原町10-40 那覇市鏡原保育所ガードレール(漫湖側)
46	2	鏡原町22 くじら公園側ガードレール
46	3	小禄1-32-1 大山方横ガードパイプ
46	4	小禄1-9 ひよどり児童公園柵
46	5	鏡原町37-1 漫湖公園テニスコート前植込み
46	6	鏡原町34-40 サンエー小禄ショッピングセンター前ガードパイプ
47	1	宇栄原6-7-23 あさひハウス向かいガードパイプ
47	2	宇栄原6-3-1 平良宅前ガードパイプ
47	3	字宇栄原907 宇栄原団地前バス停横ガードパイプ
47	4	宇栄原4-18-3 宇栄原団地A-2前ガードパイプ
47	5	宇栄原5-12-34 ライオンズマンション宇栄原第2前柵
47	6	宇栄原5-7-20 宇栄原西公園植栽前
47	7	宇栄原4-16-9 宇栄原団地C-15向かいガードパイプ
47	8	宇栄原4-16-9番地隣 宇栄原中公園柵
48	1	宇栄原1-26-15 小禄オートガス前ガードパイプ
48	2	宇栄原1-10-10 トップ美容室横ガードパイプ
48	3	宇栄原2-11 五月公園柵
48	4	宇栄原1-18-6 棚原宅前ガードパイプ
48	5	宇栄原2-23-1 小禄中学校前ガードパイプ
48	6	高良3-3-1 いさやパーキング前ガードレール
48	7	高良3-5 高良あおぞら公園柵
49	1	高良1-4 高良公園
49	2	宮城1-12-5 上原宅向かいガードパイプ
49	3	高良2-3-18 小禄農協横落下柵

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
49	4	高良1-4-43 具志方前(柵)
49	5	高良2-14-22 サンヒルズ高良向い落下柵
49	6	具志2-24 あさがお公園柵
49	7	具志3-10 具志・宮城西公園柵
49	8	具志3-32 忠農園横ガードレール
49	9	具志2-27 ゆうがお公園柵
50	1	赤嶺2-6-1 世界真光沖縄道場前ガードレール
50	2	赤嶺2丁目 小禄わかば公園
50	3	田原3-2-1 小禄市営住宅1棟前フェンス
50	4	田原3-6-1 小禄市営住宅5棟前駅階段前フェンス
50	5	田原3丁目 田原公園
50	6	赤嶺2-2-1 赤嶺中継ポンプ場前ガードレール
50	7	金城4-5 さくら公園遊歩道
50	8	赤嶺1-7 小禄がじゅまる公園フェンス
50	9	赤嶺1-5-2 ビッグエコー小禄店裏ガードレール
51	1	銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎前
51	2	銘苅1-16-5 ふくふくびる向 (ガードレール)
51	3	字古島29 琉球生コン前 (ガードフェンス)
51	4	銘苅2丁目 沖縄の杜公園 ・パークサイド ツグミ 横 (ガードフェンス)
51	5	銘苅3-3 銘苅てんとうむし公園 (草地)
51	6	銘苅1-18-16 新都心銘苅市営住宅1号棟前 (植栽)
51	7	銘苅2-10 公園側・横断歩道近く (ガードフェンス)
51	8	銘苅1-5 銘苅かりゆし公園 (草地)
51	9	銘苅2丁目 沖縄の杜公園 ・エレガントむつみ向い (ガードフェンス)
51	10	銘苅3丁目 居酒屋 福耳福助向かい(フェンス)
52	1	新都心公園(植栽) はるやま向い
52	2	新都心公園(植栽) 大興新都心マンション向い
52	3	新都心公園(植栽) メゾンドールUCHIMA向い
52	4	新都心公園(植栽) パークサイドおもしろ向い
52	5	天久ちゅらまち公園(植栽) メゾン・ポルテ・ボヌール向い
52	6	天久2-24 天久緑風公園 (フェンス)
52	8	天久ちゅらまち公園 あめくみらい幼保園入口向かい (植栽)
52	7	天久ちゅらまち公園 スポーツデポ後ろ (植栽)
53	1	金城1-9 小禄すみれ児童公園
53	2	田原1-7 どんぐり公園フェンス

## 衆議院総選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
53	3	金城5-10-2 琉球ジャスコ那覇店西側駐車場出口横植栽
53	4	金城3-2 小禄金城公園内柵(池の前)
53	5	金城3-2 小禄金城公園(金城中側)
54	1	首里鳥堀町5-55-3 県営鳥堀団地1棟裏(フェンス)
54	2	首里鳥堀町4-29 宜野座宅横(柵)
54	3	首里汀良町3-11 上里宅付近(ガードパイプ)(歩道向き)
54	4	首里久場川町2-96 久場川市営住宅A2棟前(ガードパイプ)
54	5	首里久場川町2丁目 消防署首里出張所向い(転落防止柵)
54	6	首里久場川町2-18 久場川児童館前(ガードパイプ)
54	7	首里久場川町久場川市営住宅前(柵)
54	8	首里汀良町2-35 森田宅向かい(ガードレール)
54	9	首里赤平町2丁目 虎瀬公園入口(ガードレール)
54	10	こどもみらい課所管管理地(首里汀良町2丁目7番12号)

那覇市選挙管理委員会告示第 56 号  
平成 24 年 12 月 4 日  
掲 示 済

投票所について

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

## 投 票 所 一 覧

投票区	投 票 所	所 在 地
1	石嶺小学校	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	首里石嶺町2-74-1
3	城北小学校	首里石嶺町1-162
4	城北小学校	首里石嶺町1-162
5	大名児童館	首里大名町2-75
6	首里公民館	首里当蔵町2-8-2
7	城南小学校	首里崎山町4-35-2
8	城西小学校	首里真和志町1-5
9	首里高校	首里真和志町2-43
10	松島中学校	古島2-11-2
11	末吉老人福祉センター	首里末吉町2-14
12	真嘉比小学校	字真嘉比209
13	大道中央病院	安里1-1-37
14	沖縄工業高校	松川3-20-1
15	松川小学校	松川1-7-1
16	大道小学校	字大道146-1
17	石田中学校	繁多川5-17-1
18	識名小学校	識名2-2-1
19	上間小学校	長田2-11-60
20	仲井真小学校	字仲井真173
21	真地小学校	字真地313
22	寄宮中学校	長田1-13-65
23	真和志小学校	寄宮3-1-1
24	真和志庁舎	寄宮2-32-1
25	与儀小学校	与儀1-1-1
26	古蔵中学校	古波蔵4-8-1
27	古蔵中学校	古波蔵4-8-1
28	安謝児童館	安謝2-15-2
29	曙小学校	曙2-18-1
30	泊小学校	泊2-23-9
31	神原小学校	樋川2-7-1
32	壺屋小学校	牧志3-14-12
33	開南小学校	泉崎1-1-6
34	神原中学校	樋川2-8-1
35	城岳小学校	楚辺2-1-1
36	壺川老人福祉センター	字壺川28-2
37	久茂地小学校	久茂地3-26-27
38	前島小学校	前島1-7-1
39	那覇中学校	松山2-24-1
40	若狭小学校	若狭2-16-1
41	上山中学校	久米1-3-1
42	上山中学校	久米1-3-1
43	垣花小学校	山下町17-1
44	小禄小学校	字小禄1150
45	小禄南小学校	小禄4-14-1
46	鏡原中学校	鏡原町36-1
47	小禄支所	宇栄原4-2-2
48	さつき小学校	宇栄原1-12-1
49	小禄南公民館	高良2-7-1
50	金城小学校	金城4-3-1
51	新都心銘苺庁舎	銘苺2-3-1
52	那覇市緑化センター	おもろまち3-2-1
53	金城中学校	金城4-4-1
54	首里支所	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第 57 号  
 平成 24 年 12 月 4 日  
 掲 示 済

期日前投票所について

平成 24 年 12 月 16 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会  
 委員長 亀 島 賢 優

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第 1 投票所	新都心銘苅庁舎 2 階 I T 会議室	銘苅 2 丁目 3 番 1 号	平成 24 年 12 月 5 日 ～12 月 15 日 午前 8 時 30 分 ～午後 8 時
期日前 第 2 投票所	首里支所 1 階会議室	首里久場川町 2 丁目 18 番地 9	平成 24 年 12 月 10 日 ～12 月 15 日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分
期日前 第 3 投票所	真和志庁舎地下 コミュニティー 会議室	寄宮 2 丁目 32 番 1 号	
期日前 第 4 投票所	小禄南公民館 1 階視聴覚室	高良 2 丁目 7 番 1 号	

那覇市選挙管理委員会告示第 58 号  
平 成 2 4 年 1 2 月 4 日  
掲 示 済

投票管理者又はその職務代理者の氏名等について

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
1	石嶺小学校	安座間 勉	佐久川 正守
2	城東小学校	宮良 努	仲宗根 司
3	城北小学校	座嘉比 光雄	瀬名波 幹雄
4	城北小学校	赤嶺 讓	小嶺 幸広
5	大名児童館	宮城 哲哉	我謝 輝
6	首里公民館	下地 敏雄	徳永 周作
7	城南小学校	新垣 紀夫	玉城 亜希巳
8	城西小学校	神谷 乗治	照屋 宏樹
9	首里高校	眞喜屋 勇	辺土名 朝次
10	松島中学校	比嘉 和則	澤岷 寛明
11	末吉老人福祉センター	片山 伸二	又吉 剛
12	眞嘉比小学校	渡嘉敷 宗清	野底 武光
13	大道中央病院	前原 常雄	大城 仁志
14	沖繩工業高校	城間 聡	眞栄城 敬一
15	松川小学校	大城 義智	松本 頼彦
16	大道小学校	島袋 眞左樹	松田 太一郎
17	石田中学校	山城 忠信	仲宗根 隆成
18	識名小学校	山城 正行	又吉 盛斗
19	上間小学校	長濱 宗直	新垣 威知郎
20	仲井真小学校	新崎 隆	我那覇 正
21	眞地小学校	金城 貞雄	東 政範
22	寄宮中学校	徳元 和政	久場川 洸
23	眞和志小学校	高宮 修一	大城 宜継
24	眞和志庁舎	喜納 博明	坂井 葵
25	与儀小学校	新里 亨	伊覇 太
26	古蔵中学校	山城 いと子	田場 創
27	古蔵中学校	當山 忠彦	座安 司
28	安謝児童館	稲福 吉久	下地 広樹
29	曙小学校	田原 格	平良 広樹
30	泊小学校	根間 秀夫	島袋 昇
31	神原小学校	池村 博之	当真 嗣貴
32	壺屋小学校	新里 博一	池原 哲之
33	開南小学校	本田 邦夫	新垣 明美
34	神原中学校	上江洲 寛	平良 俊弥
35	城岳小学校	渡慶次 力	宮里 優
36	壺川老人センター	与儀 実彦	古堅 博己
37	久茂地小学校	新里 進	喜屋武 太一

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
38	前島小学校	仲田 恵司	我那覇 昌次
39	那覇中学校	比嘉 康裕	又吉 英一郎
40	若狭小学校	山下 恒	佐々木 一肇
41	上山中学校	石嶺 伝彦	宮城 洋之
42	上山中学校	山田 裕之	真喜屋 学
43	垣花小学校	仲本 達彦	長瀬 達也
44	小禄小学校	上江洌 清尚	比嘉 優
45	小禄南小学校	栄野元 到	安里 成顕
46	鏡原中学校	具志堅 英治	上原 晃
47	小禄支所	大嶺 毅	赤嶺 文哉
48	さつき小学校	玉寄 博道	上原 学
49	小禄南公民館	長田 健二	池原 丈晴
50	金城小学校	親川 純也	金武 佳之
51	銘苅庁舎	小嶺 理	知念 功
52	緑化センター	高江洲 広美	松本 悠樹
53	金城中学校	比嘉 浩剛	倉成 多郎
54	首里支所	中本 順也	豊里 正章

那覇市選挙管理委員会告示第 59 号  
平成 24 年 12 月 4 日  
掲 示 済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

## 期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者(告示)

期日前投票所名	投票管理者	期 間	同職務代理者	期 間
	氏 名		氏 名	
期日前第1投票所	新里 真和	平成24年12月5日(水) 平成24年12月13日(木) 平成24年12月14日(金)	渡慶次 柴福	平成24年12月5日(水) ～12月15日(土)
	美里 榮一	平成24年12月6日(木) 平成24年12月7日(金) 平成24年12月10日(月) ～12月12日(水) 平成24年12月15日(土)		
	高江洲 義人	平成24年12月8日(土) 平成24年12月9日(日)		
期日前第2投票所	島袋 真左樹	平成24年12月10日(月)	新垣 紀夫	平成24年12月10日(月) ～12月15日(土)
	金城 国夫	平成24年12月11日(火)		
	安座間 勉	平成24年12月12日(水)		
	中本 順也	平成24年12月13日(木) ～12月15日(土)		
期日前第3投票所	高宮 修一	平成24年12月10日(月) 平成24年12月11日(火)	喜納 博明	平成24年12月10日(月) 平成24年12月11日(火) 平成24年12月13日(木) 平成24年12月14日(金)
	金城 貞雄	平成24年12月13日(木)		
	山城 正行	平成24年12月14日(金)		
	喜納 博明	平成24年12月12日(水) 平成24年12月15日(土)	島袋 兼有	平成24年12月12日(水) 平成24年12月15日(土)
期日前第4投票所	山城 興伸	平成24年12月10日(月) 平成24年12月11日(火)	島袋 元治	平成24年12月10日(月) ～12月15日(土)
	新川 智博	平成24年12月12日(水) 平成24年12月14日(金) 平成24年12月15日(土)		
	仲本 達彦	平成24年12月13日(木)		

那覇市選挙管理委員会告示第 60 号  
平成 24 年 12 月 4 日  
掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

- 1 場 所 那覇市字識名 1227 番地  
那覇市民体育館 メインアリーナ
- 2 日 時 平成 24 年 12 月 16 日 (日) 午後 9 時 10 分

那覇市選挙管理委員会告示第 61 号  
平 成 2 4 年 1 2 月 4 日  
掲 示 済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

小選挙区選出議員選挙

開票管理者	職務代理者
亀島 賢優	座覇 政為

比例代表選出議員選挙

開票管理者	職務代理者
大濱 慶子	佐和田 隆

那覇市選挙管理委員会告示第 62 号  
平 成 2 4 年 1 2 月 4 日  
掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

- 1 日 時 平成 24 年 12 月 4 日 (火) 午後 5 時 30 分
- 2 場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階  
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 63 号  
平 成 2 4 年 1 2 月 4 日  
掲 示 済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、開票立会人として届出のあった者が 10 人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

1 場 所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会事務局

2 日 時

平成24年12月13日(木) 午後5時

-----

那覇市選挙管理委員会告示第64号

平成24年12月4日

掲 示 済

裁判官の氏名等の掲示場所について

平成24年12月16日執行の第22回最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

## 裁判官の氏名等の掲示場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
1	2	首里石嶺町4-360-8 石嶺小学校前 (ガードパイプ)
2	6	首里石嶺町2丁目 首里高校野球場県道沿いガードレール
3	1	首里儀保町4-44 ふりそで館向い(ガードパイプ)(車道向き)
4	3	首里石嶺町3-1-1 コーポラスみやぎ前 (ガードパイプ)
5	4	首里大名町2丁目26 下地・當間宅前 (落下防止柵)
6	4	首里赤平町2-17 大山宅向い(フェンス)
7	4	首里赤田町2-57 名城宅前(ガードレール)
8	4	首里大中町1-1 旧県立博物館向い(フェンス)
9	1	首里寒川町2-5 石川パーキング前(ガードレール) 電柱側
10	7	古島1-19 宇久増公園内(木柵) 自治会事務所近く
11	4	首里末吉町4丁目 末吉新橋 橋欄干 右
12	7	真嘉比中央公園 緑地 ユニオン近く
13	3	字安里111-1 タマキパーキング前(ガードパイプ)
14	1	松川403 岸本外科前歩道側ガードパイプ
15	7	三原2-26-9 前(ガードパイプ)
16	8	寄宮2-32-1 真和志庁舎向い(転落防止柵)
17	1	繁多川1-5-1 旧森永乳業跡地前のガードパイプ
18	1	識名2-13-46 (有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス
19	1	長田2-24-6 中尾宅向いガードレール
20	1	字国場405 嘉数女子学園前ガードパイプ
21	2	字上間205-1 (株)ランバードランド横資材置場前ガードレール(歩道向き)
22	1	字国場1171付近 おもしろ公園の柵
23	1	寄宮3-1-1 真和志小学校南側ガードパイプ (車道向き)
24	1	寄宮2-38-22 琉球銀行寄宮支店前ガードパイプ
25	7	与儀2-11 なかよし公園柵
26	1	与儀2-18-19 古波倉宅向い(植栽)
27	3	古波蔵3-3-20 県営美田市街地住宅前(ガードパイプ)
28	1	字安謝653 国際重機ビル付近(ガードフェンス)
29	4	曙2-18 曙小学校(正門左側フェンス)横断歩道前
30	7	泊小学校 正門近く(ガードパイプ)
31	3	樋川2-8 神原中学校前四条橋(欄干)
32	2	牧志3-2-10 那覇市ぶんかテンプス館隣バイク駐輪場フェンス
33	1	松尾2-14 松尾公園 トイレ近く
34	2	樋川1丁目 中央公園西側
35	1	楚辺1-4 城岳公園内 歩道柵 緑地
36	1	壺川3-2-6 市営住宅1号棟正面入り口向いオキジム駐車場近く(植栽)
37	1	久茂地2-5-18 こくば駐車場向い(ガードレール)

## 裁判官の氏名等の掲示場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
38	1	前島2丁目 前島橋欄干
39	1	前島3-20 前島北公園 (柵) 駐車場・建築中向き
40	1	若狭3-32 夫婦瀬公園 (緑地)
41	1	久米2-17 松下駐車場前(ガードパイプ)
42	1	辻2-32 波之上自動車学校向い(植栽)
43	8	沖縄そば「与那原屋Ⅱ」向い歩道の落下防止柵(歩道側の柵に設置すること)
44	2	字小禄105 高良宅向いガードレール
45	7	小禄3-5-7 小禄月光公園
46	5	鏡原町37-1 漫湖公園テニスコート前植込み
47	6	宇栄原5-7-20 宇栄原西公園植栽前
48	7	高良3-5 高良あおぞら公園柵
49	8	具志3-32 忠農園横ガードレール
50	2	赤嶺2丁目 小禄わかば公園
51	1	銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎前
52	7	天久ちゅらまち公園 スポーツデポ後ろ (植栽)
53	5	金城3-2 小禄金城公園(金城中側)
54	5	首里久場川町2丁目 消防署首里出張所向い(転落防止柵)

